

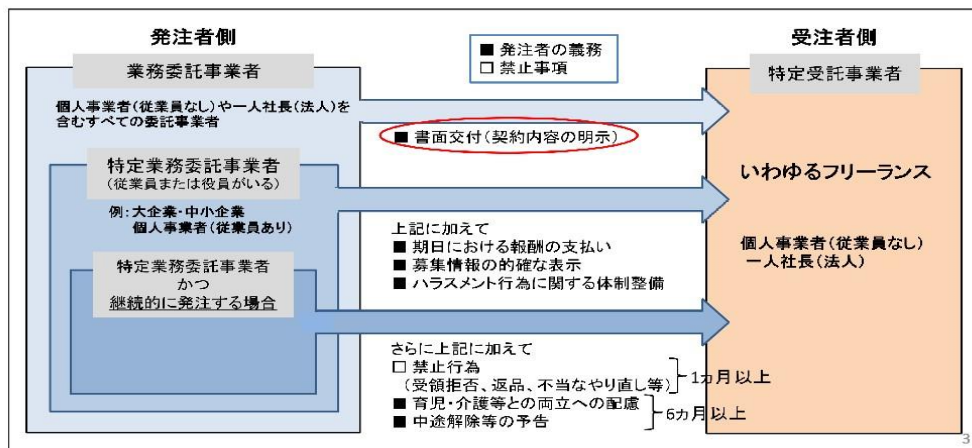
## 1. フリーランス法とは

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（いわゆる「フリーランス法」）が令和6年11月1日に施行されました。（令和5年5月12日公布）

この法律の趣旨は、働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずることにより、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図るものです。

## 2. フリーランス新法における規制の概要

フリーランス新法における規制の概要



### ■特定業務受託事業者

フリーランスに業務委託する事業者であって、従業員を使用するもの  
⇒（従来）シルバー人材センター（変更後）発注事業者

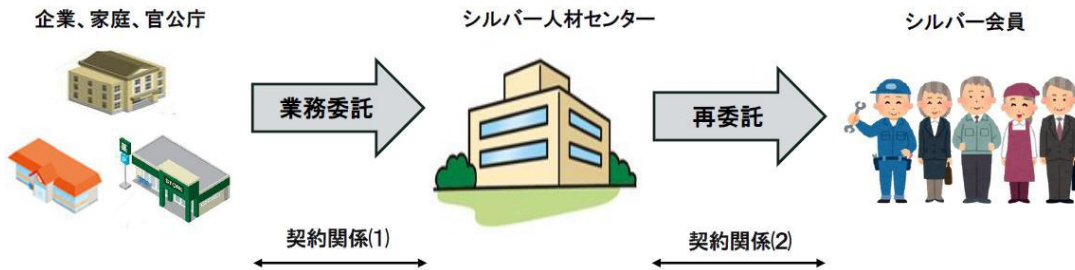
### ■特定受託事業者

発注事業者が業務委託する相手であって、従業員を使用しないもの  
⇒シルバー会員（フリーランス）

## 3. なぜフリーランス法と契約方法の見直しに関連するのか

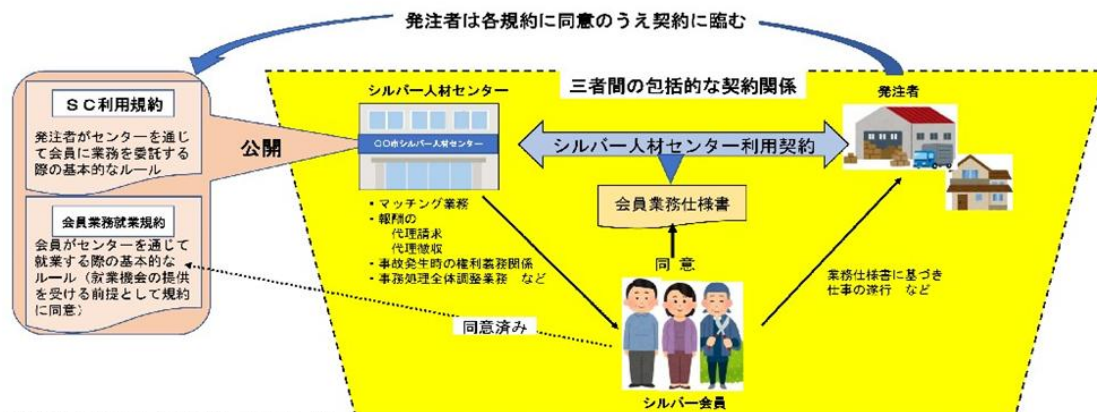
従来のシルバー人材センターの契約は、「発注者⇄センター」「センター⇄シルバー会員」の2段階であり、従来の契約方法では発注事業者と会員の間には直接的な関係が生じることはありません。このことから、フリーランス法の趣旨とシルバー会員が安全・安心して業務に従事できる環境を確保する必要があると判断し、発注事業者から会員に対して直接業務委託が行われる形式となるよう令和8年4月1日より契約方法を見直すものです。

## ■従来の契約方法



## ■新契約方法（包括的契約関係）

○ シルバー人材センターにおける新たな契約形態の概要（業務処理のさらなる簡素化の観点から一部再設計）



【新たな契約形態（一部再設計）のポイント】

- ・ すべての契約において不変の事項は「規約」としてまとめて約款の扱いとする。
- ・ 三者間の包括的契約関係を成立させるために、原則、書面または電磁的方法による就業条件の明示及び会員の同意は必須だが、会員による署名までは必要としない。
- ・ 発注者が個人家庭の場合は、利用契約の締結及び会員への就業条件明示は口頭でも差し支えない。（法的な問題は無い）
- ・ 発注者とセンターとの契約関係は準委任。この場合、契約書は課税文書に該当しないため印紙不要。

従来の請負・委任形態による契約については、発注者はシルバー人材センターに対し業務一式を業務委託していましたが、令和8年度からはセンターを通じてシルバー会員のマッチングをすること等のルールをまとめた「センター利用規約」と、会員に示す就業条件等の書類作成及びシルバー会員がセンターを通じて業務委託料を請求する代理請求日等のルールをまとめた「会員業務就業規約」への同意を経て「センターに対するマッチング等の業務委託」と「会員に対する業務委託」の2種類で発注・契約する形となります。

一方、シルバー会員においても、就業条件をセンターと発注事業者間で定めること等のルールをまとめた「会員業務就業規約」に同意したうえで、就業条件（会員業務仕様書）に同意することで3者の包括的な契約関係の中で、発注事業者とシルバー会員間の業務委託契約が成立する仕組みとなります。ただし、契約当事者はあくまでもセンターと発注事業者であり、発注事業者とシルバー会員とが直接契約を交わすものではありません。

#### 4. 新契約方法における発注から契約までの流れ

変 更 後	
発注依頼	変更ありません。これまでどおりご依頼ください。 発注される仕事の内容等をうかがい業務仕様などを調整します。
【新】 センター利用契約の締結	手続きはこれまでと変更ありません。 変更点は、センターを利用して会員に業務委託することに係る契約内容となります。
【新】 会員への就業条件の明示と業務委託契約の成立	センターで対応しますので、発注者の作業は発生しません。 センターが「会員業務仕様書」を作成し、会員に案内します。 会員が業務仕様書の内容に同意すれば、発注者と会員の間で業務委託契約が成立する仕組みとなります。
【新】 業務委託料の請求	事務手続きの流れはこれまでと同じです。 「センター業務委託料」と「会員業務委託料」に分かれた内訳の請求書となり、センターがまとめて請求します。
【新】 適格請求書の発行	「センター業務委託料」に係る適格請求書を発行します。 「会員業務委託料」に係る適格請求書は発行できません。

#### 5. 料金の一部について消費税の課税関係が変わります

##### ■従来の契約方法の場合

発注事業者とセンター間の取引においては、センターが課税事業者であることから「センター業務委託料」と「会員業務委託料」共にインボイスの発行ができるので、発注事業者は料金すべてに対し仕入税控除額を受け正しい消費税額を納税することができます。

次に、センターとシルバー会員間の取引においては、センターが発注事業者から一旦受け取った会員業務委託料をそのままシルバー会員に支払いますが、シルバー会員のほとんどが年間課税売上額が1,000万円以下の「消費税免税事業者」であるためインボイスを発行することができず「会員業務委託料」に含まれる消費税相当額は、センターが自前の財源で納税しております。

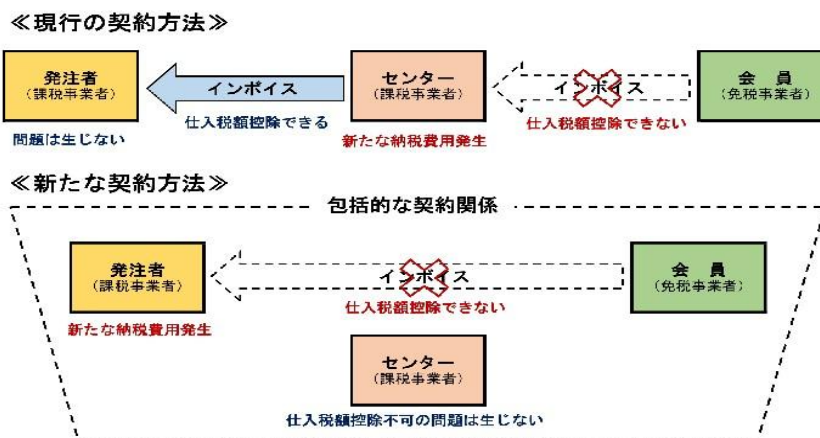
##### ■新契約方法（包括的契約関係）の場合

発注事業者とセンター間の取引における「センター業務委託料」については、センターがインボイスを発行することができます。

しかし、「会員業務委託料」については、発注事業者とシルバー会員間に契約関係が生じることから、センターを経由するものの発注事業者がシルバー会員に対して支払う形となり、本来であればシルバー会員がインボイスを交付する立場になりますが「消費税免税事業者」であるためインボイスを発行することができません。

この結果、発注事業者は仕入控除額を受けることができず「会員業務委託料」に含まれる消費税相当額の税負担が新たに発生することとなります。

新たな契約方法では副次的効果として会員の配分金に係る消費税の課税関係が変わる



### 契約方法が変わることによる発注者への影響（新たな税負担）

一般家庭など事業者ではない発注者 (もともと消費税の申告納付を行っていない)		○ 影響なし
民間	年間課税売上高5,000万円以下で、かつ簡易課税制度を選択 (簡易な計算方法で消費税の申告納付を行うためインボイス不要)	○ 影響なし
	上記以外の民間企業	× 影響あり
公共	一般会計で租税を原資として行われる仕事 (租税は対価のない収入として、課税標準額に対する消費税額と仕入控除税額を 同額とみなす特例が適用される)	○ 影響なし
	特別会計で利用料金等を原資として行われる仕事	× 影響あり

請負・準委任契約全体に占める「個人・家庭」＋「公共」の割合（令和5年度統計：全国）  
受注件数ベース 82.8% 契約金額ベース 57.7%

## 5. 請求書の発行と内訳

令和8年度から、センターが発注事業者からいただく料金は下記の2つで構成されることとなります。このため、請求書の様式も内訳が「適格請求書分」と「非適格請求書分」に別れたものへ変更となります。また、「会員業務委託料」については、センターを経由する形で発注事業者がシルバー会員に対して支払います。

- ① 適格請求書分・・・センター業務委託料（事務費、センター材料費）
- ② 非適格請求書分・・・会員業務委託料（配分金）